

平成24年7月20日

大分地方裁判所 御中

訴 状

(送達場所)

〒870-0278

大分市青崎一丁目9番35号

電 話 097-527-4056

FAX 097-527-4084

原 告 特定非営利活動法人大分県消費者問題ネットワーク
上記代表者理事 井 田 雅 貴



〒805-0050

福岡県北九州市八幡東区春の町三丁目10番13号

被 告 学校法人金澤学園

上記代表者理事長 金 澤 洋 児

違約金条項使用差止等請求事件

訴訟物の価額 金1,600,000円

貼用印紙額 13,000円

請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、予備校入学契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の条項等、消費者が同契約を解除するに際し、既に被告が受領した金銭は返還しないとの条項を含む意思表示を行ってはいならない。
- 2 被告は、前項記載の内容の条項が記載された契約書雛型が印刷された契約書用紙を破棄せよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決及び仮執行宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、平成24年2月28日、消費者契約法13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である（甲1）。
- 2 被告は、予備校の経営等を目的とする事業者（消費者契約法2条2項）である（甲2）。

第2 被告の本件条項使用

- 1 被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、予備校入学契約（以下「本件契約」という。）を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の条項等、本件契約の解約時に、消費者が被告に対して既に支払った金員は返還しない旨のいわゆる違約金条項（以下「本件違約金条項」という。）を含む誓約書（以下「本件誓約書」という。）を用いて本件契約を締結している（甲3）。

なお、本件契約書は不動文字で印刷された定型のものである。

- 2 被告は、今後も、同内容の意思表示をするおそれがある。

第3 原告の事前請求

- 1 原告は、被告に対し、平成24年7月9日、消費者契約法41条に定める書面をもって、消費者との間で、本件契約を締結するに際し、本件違約金条項を内容とする意思表示を行わないことを請求し、同書面は、同年7月10日、被告に到達した（甲4、5）。

第4 本件違約金条項が消費者契約法第9条第1号によって無効であること

- 1 本件違約金条項の内容は、一見すれば、被告が消費者に対して違約金を請求する内容ではない。

しかし、本件契約の解約にあたり、その解約の時期を問わず、被告が消費者より支払いを受けた学費等相当額を返還しない旨の意思表示は、実質的に違約金の徴収を定めた条項と同義である（甲6の1乃至4）。

よって、本件違約金条項は消費者契約法第9条第1号により無効である。

- 2 本件のような違約金条項については、最高裁判所で、既に、消費者契約法第9条第1号に違反して無効であるとの判断がなされている。

即ち、①平成18年11月27日判決では、授業料の不返還特約部分は、在学契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定め の性質を有する、と判示しており（甲6の1乃至4）、その後、②同18年12月22日判決でも同様の判断を維持している（甲7）。

第5 まとめ

よって、原告は、被告に対し、消費者契約法12条3項本文に基づき、消費者と本件契約を締結するに際し、請求の趣旨に記載する内容の意思表示を行わないこと求めて本訴に及ぶ。

以上

証拠方法

- 甲第1号証 適格消費者団体として認定をした旨の通知書（通知）
- 甲第2号証 履歴事項全部証明書
- 甲第3号証 誓約書
- 甲第4号証 差止請求書兼申入書
- 甲第5号証 郵便物等配達証明書
- 甲第6号証の1乃至4 裁判例
- 甲第7号証 裁判例

附属書類

- 1 訴状副本 1通
- 2 甲号証写し 各1通
- 3 履歴事項全部証明書 1通
- 4 現在事項全部証明書 1通

(別紙)

契約条項目録

入学規程第6条

中途退学等による校納金（学費や講習会費等）の返金は原則として行わない。